

令和4年度 第2回 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉専門分科会 会議録

日時 令和5年2月20日(月) 午後1時30分
場所 八戸市庁 別館2階 会議室C

○出席者(15名)

坂本専門分科会長、木村委員、岡田(圭)委員、澤口委員、中谷委員、李澤委員、田名部委員、
中嶋委員、上田委員、慶長委員

《オンライン》

小倉専門分科会副会長、阿達委員、武部委員、間山委員、高橋委員

○欠席者(2名)

小川委員、熊坂委員

○事務局(15名)

池田福祉部長兼福祉事務所長、磯嶋市民防災部長、

工藤福祉部次長兼障がい福祉課長、夏坂市民防災部次長兼国保年金課長

〔高齢福祉課〕館合高齢福祉課長、江渡地域包括支援センター所長、

荒木参事兼介護予防センター所長、若宮副参事、石木田主幹

〔介護保険課〕岩崎介護保険課長、佐藤(純)副参事、大嶋副参事、佐藤(恵)副参事、

青砥主査、大高主査

司 会：只今から、令和4年度第2回介護・高齢福祉専門分科会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、お寒い中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

事前にお知らせしておりましたとおり、本日はこちらの会場とオンライン会議システムを併用しての開催とさせていただきます。

本日は、小川委員と熊坂委員が所用により欠席されており、また、田名部委員が急用により遅れて到着する予定ですが、委員17名中14名の方が出席しており、過半数以上の出席者でございますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

はじめに、令和4年12月20日から新たに八戸市健康福祉審議会委員に委嘱されました方を御紹介いたします。

八戸市民生委員児童委員協議会 会長 中嶋 幸一郎 様でございます。

中嶋委員：中嶋です。よろしくお願ひいたします。

司 会：なお、部会の所属につきましては、地域密着型サービス運営委員会となります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会： それでは、次に坂本専門分科会長より御挨拶をお願いいたします。

また、八戸市健康福祉審議会規則第5条第11項の規定により、引き続き議長として議事の進行もよろしくお願ひいたします。

[専門分科会長挨拶]

議長： それでは、議事に入ります。

(1) 第8期八戸市高齢者福祉計画の実施状況について、事務局から説明願います。

事務局： それでは、第8期八戸市高齢者福祉計画の実施状況について、資料1に従って御説明申し上げます。

本資料には、第8期高齢者福祉計画に掲げている4つの施策について、施策ごとに成果指標と実施状況の概要、施策を構成する個別の事務事業の令和4年度の実施状況、今後の方向性等を記載しております。

計画に登載している事業は、再掲も合わせて107事業となりますので、時間の都合上、成果指標の実績値や事業の実施状況の概要を御説明いたします。

1ページを御覧ください。

施策1「高齢者が生きがいをもち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進」についてですが、I 成果指標は、表に記載されている4つとなっており、令和元年度を現状値とし、令和4年12月末現在の数値を実績値、目標値として令和5年度と7年度の数値を記載しております。

4つの成果指標のうち、※印がついている3つの指標は、高齢者福祉計画策定にあたり実施する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の評価項目となっており、現在調査結果を取りまとめている最中のため未把握となっております。

今年度の実績値が出来ているのは、表の一番下「軽度者へのリハビリテーションの利用率」で、令和3年度は目標値を上回る利用率でしたが、令和4年度は要支援2、要介護1で現状値を下回る結果となっております。

資料にはございませんが、全国平均、青森県内の平均でも利用率は下がっている状況となっております。

次に、II 実施状況についてですが、施策1の登載事務事業は28事業となっており、今年度中に実施予定の事務事業を含めて27事業が実施済み、1事業が未実施となっております。

未実施の事業「リハビリテーションサービスの推進」につきましては、13ページ下段の表を御覧ください。

今年度はリハビリの早期介入の必要性に関する講習の実施に向けた取組を進めており、来年度、介護保険事業所を対象とした集団指導において実施することを予定しております。

1ページにお戻りください。

施策1の28の事務事業につきましては、1. 健康づくりの推進 から 4. 生きがいづくりの推進・社会参加の促進 までの4つの項目に分類され、それぞれカッコ内に記載している数の事務事業が位置付けられております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業において休止や規模を縮小したものがございましたが、いずれの項目においても感染対策を講じた上で記載のとおり実施しております。

2ページ下段の表を御覧ください。

今後の方向性については「継続」としている事業がほとんどですが、「ほっとサロン、三世代交流事業」につきましては、高齢者の介護予防活動や社会参加を一層促進するため、事業の見直し拡充を検討しており、「拡大」の方向としております。

次に、17ページを御覧ください。

施策2「高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの構築・深化」についてですが、I 成果指標は表に記載されている3つとなっております。

表一番上の「地域包括支援センターの認知度」につきましては、現在調査結果を取りまとめている最中のため未把握となっております。

表の真ん中「市地域包括支援センター及び高齢者支援センターの総合相談件数」の実績値は、12月末までで8,869件となっており、1か月当たりの相談件数は令和元年度の実績を上回っております。

表の下段「認知症サポーター養成講座の受講者数」の実績値は20,547人となっており、令和4年度はweb開催も取り入れ、認知症サポーターの養成に努めております。

II 実施状況についてですが、施策2に登載されている事務事業は、今年度中に実施予定のものを含めて、全36事業が実施済みとなっております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業において休止や規模を縮小したものがございましたが、1. 地域包括支援センターの体制強化 から 6. 高齢者の居住安定に係る施策との連携 までの6つの項目に分類されており、いずれの項目においても感染対策を講じた上で記載のとおり実施しております。

35ページ下段の表を御覧ください。

今後の方向性については「継続」としている事業がほとんどですが、「老人福祉施設等整備支援事業」につきましては、補助金を交付しております特別養護老人ホーム等の改築が今年度をもって終了する見込みであることから、事業完了予定しております。

次に、38ページを御覧ください。

施策3「介護が必要な人とその家族の生活全体を支える介護サービスの充実」についてですが、I 成果指標は、表に記載の3つとなっております。

いずれの項目も昨年度と同様の数値となっておりますが、表上段に記載の第1号被保険者における中重度者認定率の割合につきましては、中重度者の増加を抑制することができておりますので、引き続き達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

Ⅱ 実施状況についてですが、施策3の登載事務事業は13事業となっており、今年度中に実施予定の事務事業を含めて12事業が実施済み、1事業が未実施となっております。

未実施の事業「特別養護老人ホームの増床」につきましては、39ページ上段の表を御覧ください。

補助金を交付しております特別養護老人ホームの増築整備が、資材高騰等の影響により遅延が生じたことから、来年度に予算を繰り越して継続予定としております。

38ページにお戻りください。

施策3の13の事務事業につきましては、1. 適正な介護サービス提供体制の整備 から 3. 介護保険制度の適正な運営 までの3つの項目に分類されており、いずれの項目においても記載のとおり実施しております。

40ページ上段の表を御覧ください。

今後の方向性については「継続」としている事業がほとんどですが、「特定施設への転換」につきましては今年度をもって事業完了予定としております。

次に、46ページを御覧ください。最後の施策となります。

施策4「すべての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心なくらしの確保」についてですが、I 成果指標は、表に記載されている2つとなっております。

表上段の「あんしんカード新規登録者数」の実績値は46人、表下段の「成年後見制度相談件数」の実績値は177件と、いずれの指標も令和元年度の数値を下回っております。

あんしんカードの新規登録者数につきましては、これまでの実績から、3月末までに月平均5人ほどの登録が見込まれることから、60人台となる見込みです。

本事業については、広報やBeFM、民生委員の会合など、様々な機会で引き続き周知を図って参ります。

成年後見制度の相談件数につきましては、今年度より広域化いたしました成年後見センターにおいて、対象者の数を正確に把握できるよう集計方法の見直しを行ったため、相談件数が減少したものです。

Ⅱ 実施状況についてですが、施策4に登載している事務事業は再掲も含め全部で30事業となっており、今年度中に実施予定のものも含め全て実施済みとなっております。

これらの事務事業は、1. 地域見守り体制の充実 から 5. 緊急時に備えた体制の整備 までの5つの項目に分類しております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業もございましたが、1. 地域見守り体制の充実にありますように、「地区敬老会助成事業」今年度より「地区敬老事業支援事業」と事業名を改めておりますが、当該事業において、敬老会の開催に代えて祝品贈呈等を行ったことにより、地域における見守り活動が実践されたという成果を得られた事業もありました。

50ページ下段の表を御覧ください。

今後の方向性については「継続」としている事業がほとんどですが、「避難行動要支援者事業」につきましては、災害対策基本法の改正に伴い、災害時に自力で避難することが難しい高

齢者等の個別避難計画の策定が市町村の努力義務となったことから、来年度、優先度の高い地区の要支援者を対象に個別避難計画を作成し、段階的に市内全地区へ展開することとしているため「拡大」の方向としております。

以上、施策ごとの事業の実施状況の概要を御説明いたしましたが、各事業の詳細につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

第8期八戸市高齢者福祉計画の実施状況について、説明を終わります。

事務局： A委員から41ページに掲載事業の「介護人材のすそ野の拡大」について事前質問をいただいておりますので、ここで回答させていただきます。

質問内容は、「介護サポーター採用事業は多様な人材の参入促進として大変効果的であるので、介護サポーター事業や潜在介護福祉士の掘り起こしのような人材確保事業を市独自でできないものでしょうか。」というものです。

A委員の施設でも介護サポーター採用事業を実施されていますが、年々応募が増えているということでした。

41ページに掲載している介護助手雇入れ等の支援、介護基本講習とも県事業でありますので、市では、チラシやポスターの設置、市ホームページへのリンク貼り付け等をして周知に努めました。

A委員より御質問や御意見をいただき、改めて普及拡大が必要であると考えております。

この点につきまして、国では、令和4年度予算で、都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い希望者の掘り起こしを行うとともに、受け入れ側の介護事業所の開拓を行う事業を打ち出しております。

また、現在、厚生労働省社会保障審議会において次期制度改革が議論されており、介護助手に切り分け可能な業務や制度上の位置付けについて検討を進めていくことが示されております。

これらの動きをふまえつつ、A委員の他、この場には介護サポーター採用事業で実績のある方々が多数おられますので、御意見を伺いながら普及拡大について検討していくと考えております。

事務局： 続きまして、「令和4年度介護保険給付費等の状況について」資料2に従って御説明申し上げます。

なお、昨年8月に書面開催しました第1回専門分科会において、令和3年度末までの状況を報告させていただきましたので、本日は、令和4年度9月末現在の状況を報告させていただきます。

資料は、1枚目が第1号被保険者数及び介護度別認定者数の状況、2枚目が介護保険事業総費用の状況となっており、3枚目は、1枚目と2枚目の表をグラフに示したものとなっておりますので、本日は、3枚目の年度別推移のグラフを用いて説明をさせていただきます。

はじめに、一番上のグラフ「第1号被保険者数と要介護・要支援認定者数の推移」についてですが、グラフの左縦軸が第1号認定者数の目盛りで、一番上の青い線が八戸市高齢者福祉計画で見込んでいる65歳以上の第1号被保険者数の推移、真ん中の赤い線が各年度9月末現在の実際の人数となっております。

また、右縦軸が要介護認定者数の目盛りで、緑の線がその推移となっております。

赤い線：第1号被保険者数は、青い線：計画で見込んでいる人数よりも緩やかな増加傾向となっており、緑の線：認定者数は、赤い線：第1号被保険者数に比例した増加傾向となっておりましたが、令和3年度以降は、新型コロナウィルス感染症、いわゆるコロナの影響も要因の一つとして想定され減少傾向に転じております。

次に、2番目のグラフ「第1号被保険者における要介護・要支援認定率の推移」について御説明いたします。

右縦軸が認定率の目盛りで、一番上の緑の線が各年度9月末現在の認定率の推移、左縦軸が介護度別の認定率の目盛りで、青い棒グラフが要介護1以下の軽度者、赤い棒グラフが要介護2以上の中重度者の割合となっております。

緑の線：認定率は、上のグラフの緑の線：認定者数と連動して減少傾向となっており、令和4年9月は認定率が近年で最も低い状況となりましたが、12月末時点での認定率は15.73%とコロナ前の認定率に戻りつつあります。

また、青いグラフと赤いグラフを比較すると、これまで中重度が多い傾向にある八戸市において、赤いグラフ：要介護2以上の中重度者が年々減少し、少しづつではありますが、青いグラフ：要介護1以下の軽度者が増加しております。

次に、3番目のグラフ「保険給付費の推移」について御説明いたします。

資料2枚目では、年度単位の金額を記載しておりますが、寒暖にかかる季節の影響か、給付費実績は毎年、上半期よりも下半期の方が減少しており、上半期と下半期で増減を繰り返しながら少しづつ増加していることから、この傾向を踏まえたうえで、コロナの影響がわかりやすくなるようこのグラフでは年度単位の上半期・下半期に振り分けて記載しております。

一番上の緑の線が計画で見込んでいる給付費の推移であり、その下の赤い線が実績の推移となっております。

第8期計画の令和3年度以降、赤い実線と青い点線に分かれていますが、下の赤い実線がコロナによる影響を含んだ実績、上の青い点線が過去の実績から「コロナの影響がなかった場合」を試算して表示したものとなっております。なお、地域支援事業費はこのグラフの中には含めておりません。

令和3年度上半期までは赤い線：給付費は、緑の線：計画で見込んでいる額よりも緩やかな増加傾向にありましたが、令和3年度の下半期以降は、コロナの影響により大幅な減少傾向に転じております。

当市では、令和元年度末以降陽性者が確認されていますが、令和3年度下半期の第6波以降、感染者が急増した時期とも重なり、感染拡大に伴う事業所の受入休止や、サービスの利用

控えが影響しているものと思われます。

なお、令和4年度の下半期は見込みの段階ではありますが、サービスの利用は回復傾向に転じてきております。

以上で、資料2「令和4年度介護保険給付費等の状況について」の説明を終わります。

議長： ただいまの説明について、御質問、御意見等はございませんか。

〔質問等なしの声〕

議長： 御質問等ないようですので、(1)について終了します。

議長： 次に、(2)八戸市介護給付適正化計画の実施状況について、事務局から説明願います。

事務局： 八戸市介護給付適正化計画の令和4年12月末現在の実施状況について御説明いたします。資料3を御覧ください。

この計画は、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、不適切な給付が削減され、持続可能な介護保険制度となることを目的としたものでございます。

八戸市では、国の指針に掲げる主要5事業すべてを実施しているところです。

①の要介護認定の適正化では、市の調査員がすべての調査票を点検し、不備や疑義が見られた場合、事業所等の調査員に確認し、修正や指導を行い、認定調査の平準化を図っております。

また、調査員の資質向上を目的に、研修会を予定し、e-ラーニングシステムの受講も勧めております。

②のケアプランの点検は、事業所の運営指導における点検などにより43件実施しております。

③では、住宅改修の申請件数は12月末で170件ですが、住宅改修と福祉用具の利用状況の訪問調査は、コロナの感染拡大により実施を見合せた時期もあり、目標件数に届かない見込みでございます。

訪問調査には、市のケアマネと、事業所の担当ケアマネが御家庭に伺い、場合によっては工事施工業者や介護予防センターの理学療法士の同行もお願いしております。

なお、申請受付時には、申請内容を全件点検し、不適正または不要な内容が見られた場合は、見直すように指導しております。

④の縦覧点検・医療情報の突合につきましては、青森県国保連合会への委託と、国保連から提供される介護給付のデータをもとに点検を実施しているところであります、返還事例については集団指導又はメール等で事業所に周知し、請求誤りの防止に努めています。

⑤の給付費通知は、年内に実施予定でございます。

次に、主要5事業以外にも、①の認知症加算や利用サービスの整合性の点検、②の軽度者における福祉用具貸与条件の点検も実施しているところです。

この計画は、来年度までの3か年計画でありますので、来年度も引き続き、給付適正化に向けて確実に取り組んで参ります。

以上で説明を終わります。

議長：ただいまの説明について、御質問、御意見等はございませんか。

〔質問等なしの声〕

議長：御質問等ないようですので、(2)について終了します。

議長：次に、(3)八戸市地域包括支援センター運営業務委託法人の選考結果について、事務局から報告願います。

事務局：それでは、八戸市地域包括支援センター運営業務委託法人の選考結果について、御説明申し上げます。資料を御覧ください。

平成30年度から市内12の日常生活圏域に設置しております委託型の地域包括支援センター、いわゆる高齢者支援センターの契約期間が今年度末で満了を迎えることから、来年度以降の本業務を受託する法人を公募により選定するため、これまで事務を進めてまいりました。

公募の結果、市内の12日常生活圏域に対して10法人、各圏域に1法人ずつの応募があり、八戸市地域包括支援センター運営業務委託法人選考会の審査、及び八戸市地域包括支援センター運営協議会の審議を経て、委託法人を選定したところでございます。

1. 選考結果を御覧ください。

受託候補者につきましては、御覧のとおりとなっております。

日常生活圏域の2番から7番、10番及び11番につきましては、現在、本業務を受託し高齢者支援センターを運営しているそれぞれの法人が、委託法人に選定されました。

1番の市川・根岸地区、8番のは川・中居林地区、9番の大館・東地区及び12番の南郷地区につきましては、

- ・市川・根岸地区及びは川・中居林地区は、株式会社ミライフル
- ・大館・東地区は、社会福祉法人みやぎ会
- ・南郷地区は、社会福祉法人吉幸会

の3法人が委託法人に選定され、現在の受託者から変更になりました。

なお、選考会につきましては、外部有識者3人、福祉・保健分野に従事する市職員4人、計7人の選考員が書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行いまして、選考員の得点の合計が5割以上の場合に選定しております。

2. 業務委託の概要を御覧ください。

(1) 契約期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の契約となります。

ただし、業務の開始後において関係法令を遵守しない場合や、業務の実施につき著しく不

適當と認められる場合には、八戸市地域包括支援センター運営協議会の意見を聴取した上で、期間の満了前に契約を解除する場合がございます。

次のページを御覧ください。

(2)単年度の委託料予定額でございますが、2億3,875万円以内となっております。こちらは、12日常生活圏域における委託料上限価格の合計となります。

(3)主な委託業務の内容、及び(4)高齢者支援センターの人員配置については、御覧のとおりとなっております。

次に、3.選定までの経過と今後の予定を御覧ください。

これまでの経過でございますが、令和4年9月27日に募集要項を公開し、公募を開始いたしました。

10月13日に公募説明会を開催し、11月14日を応募書類の受付期限としておりましたが、是川・中居林地区、大館・東地区、南郷地区への応募申込みがなかったことから、3地区に限り11月30日まで募集期間を延長して対応いたしました。

その後、12月21日と22日に選考会においてプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、本年2月1日に開催された八戸市地域包括支援センター運営協議会において、選考会における審査結果について御承認をいただきました。

今後の予定といたしましては、2月から3月にかけて業務の引継ぎ等を行い、4月1日に委託契約の締結、業務開始という流れになります。

以上で説明を終わります。

議 長：(3)については、報告ということでしたので、以上で、本日の議事は終了いたしました。

〔事務局より連絡事項〕

〔介護保険課長挨拶〕

司 会：これをもちまして、第2回介護・高齢福祉専門分科会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。